

大手川だより

— 大手川河川激甚災害対策特別緊急事業 —

—第13号—
平成18年2月20日
京都府丹後土木事務所
災害対策室
TEL0772-22-3243
宮津市建設部
建設事業推進室
TEL0772-22-2121
(内線 398)

用地の取得状況について

先日、大手川第2工区（KTR鉄橋～大橋）に係る用地買収のため、用地のみ（更地）の地権者の方については用地契約を、また、事業用地に隣接する関係者の方には境界確認手続を、それぞれお世話になりました。

2日間で100名を超える多数の皆様にご集まいただきましたが、初日の受付直後には、待ち時間が長くなり、大変御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

お陰様で、第2工区の約50%の用地契約をいただくことができました。

今後は、契約用地の登記に向けた手続を進めたいと考えておりますので、引き続き関係者の皆様には御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

第3工区（大橋～2級河川起点）につきましても、過日、用地境界等の立会いをいただき、現在、図面の作成中でございます。

作業が出来次第、本年3月を目途に地権者の皆様を対象とした説明会を開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

お知らせ欄

- 大手川激特事業のパンフレットが完成しました。

今後、事業説明などに活用していきたいと考えています。

- 大手川護岸の修景イメージを検討するため「ワークショップ」を開催します。

大手川の下流部はかつて宮津城の外堀でした。今も当時の面影を残しています。

宮津の歴史と自然を生かした川づくりに、住民の皆様の御意見を反映していきたいと考えています。



宮津小学校前にある堀の名残です。

コラム

このコーナーは、大手川に関連した豆知識を紹介するコーナーです。

第1回は「大手川における治水対策の手法」についてです。

今回の大手川改修は、川幅を広げ（河道拡幅）川底を下げる（河床掘削）手法を採用しています。

その他にもいろいろな手法がありますが、経済性や地域の歴史・文化・自然環境を守るうえで最もふさわしいと思われる上記の手法を採用しました。

例えば、川の両側に堤防を造る「築堤」の場合、周りの宅地などが低い位置にあるため、水路の水が川に流れ込むことができず、逆流してあふれる「内水被害」の可能性が高くなります。

河道を横断してコンクリート等の構造物によって洪水を貯め込む「ダム」の場合、かなり上流でないとその適地が無い場合、貯水量が少なく治水効果が低いこと、また、大江山山系の美しい自然環境の破壊にもつながります。

河道の横に池を造り洪水を一時的に貯め込む「遊水池」の場合、大手川中流域の優良な農地のほとんどが、池に取り込まれることとなります。

河川の途中から新しく人工的な水路を掘り、他の川や海に洪水の一部を流す「放水路」の場合、いずれの場所に設置しても、大規模な人家移転が伴うこととなります。

**私たちが知らない大手川の「へえー?!」がありましたら、
ぜひご一報ください。**

河川用語集

コラムの中にも、たくさんの難しい言葉があると思います。このコーナーでは、河川用語をできるだけわかりやすくお伝えしていきます。

【河道】

読んで字の如く「川の道」、つまり流水の流れる一連の長い帯状の連続した土地です。

なんだか余計にわかりにくいですね。

かつての川というものは自由に流れていました。洪水によって広がったり狭まったり、右に左に流れ、時には湖沼を造ってみたいといった具合で、河道はその時々によって位置も経路も広がりも違っていました。

しかし、人間にとって、こんな不便なことはありません。現在では、ほとんどの川で河道を固定しています。大手川の下流部では、江戸時代に現在の河道に固定されたと言われていいます。

【堤防】

誰もが、この言葉を知っていると思いますが、具体的に言葉で表すなら、「河川に沿って人工的に築造された盛土」とでも言えばよいでしょうか。「土手」などと呼ばれることも多いと思います。

つまり「築堤」とはその字のとおり、堤防を築くということです。